

危機管理マニュアル



小樽市立桂岡小学校

R7 年 1 月改訂

◆危機管理マニュアルの目的と位置付け

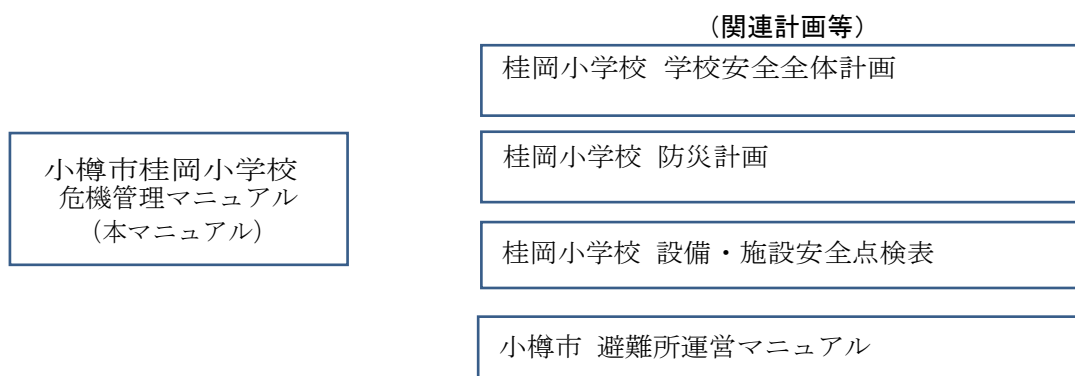
1 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また、本校は小樽市地域防災計画において避難施設に指定されている。このため、本マニュアルは、「避難確保計画」としても位置付けられる。

2 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ、本校の学校安全を推進するものである。



◆危機管理の基本方針

1 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- ・ 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- ・ 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- ・ 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置をとるものとする。

2 危機管理のポイント

- ・ 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- ・ 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- ・ 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- ・ 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

3 本校における危機管理の基本方針

- ・ 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- ・ 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- ・ 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- ・ 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- ・ 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- ・ 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童へのケアを行う。

◆教職員・関係者等への周知等

1 教職員への周知

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項の周知・徹底を図り、共通理解の促進に努めるとともに、学校安全への意識高揚を図る。全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止に努めるとともに、発生した場合の自らの役割を確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアルの確認研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、 担当者又は管理職からの個別説明	＊本マニュアルに定める事項全般 ＊各教職員の役割
職員会議等における周知	＊季節ごとの注意点
年3回、異なる発生事象を想定して実施する避難訓練	＊発生事象別の緊急対応手順 ＊発災時の各教職員の役割

2 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童並びに保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	＊新学年開始時期の学級活動 ＊各種防災訓練 ＊防災教育の学習	＊本校で想定される事故・災害等 ＊事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 ＊事故・災害等の発生時に児童がとるべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ＊新入生保護者説明会 ＊入学式後の保護者説明会 ＊PTA総会 ＊定例保護者会	＊本校で想定される事故・災害等 ＊事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ＊事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等）

3 関係機関への周知

校長は、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を**と**る。

小樽市教育委員会

小樽市災害対策課

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

・本マニュアル保管場所・保存方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

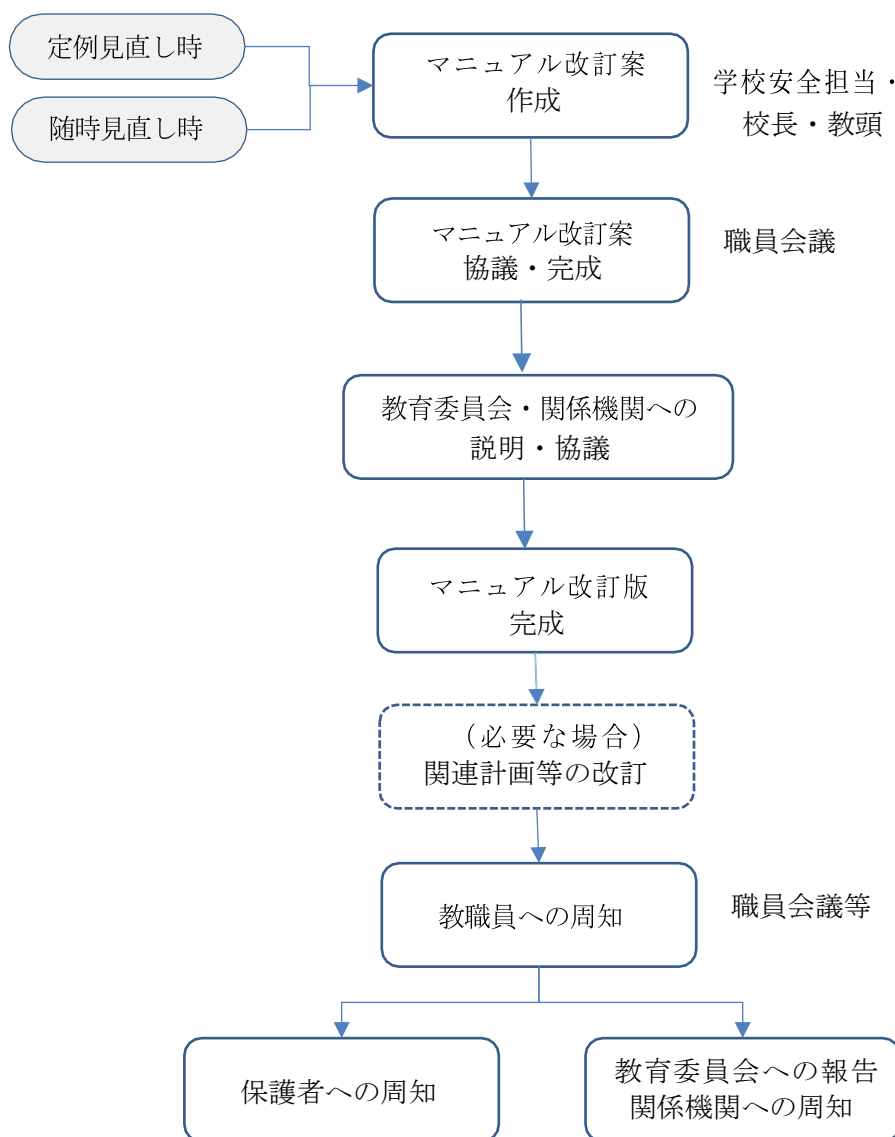
電子データ	桂岡小学校共通サーバー内
印刷製本版	校長室、職員室（教頭・事務）、保健室、各教室、児童クラブ

◆マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	*毎年度当初及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後
随時見直し	*小樽市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき *各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき *先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



◆ 地域、学校、学区の現状

1 地域の特徴

本校は、春香の山々に囲まれ、石狩湾を見下ろす恵まれた自然環境にある。

札幌市と小樽市の中間に位置し、両市のベッドタウンとして発展してきた。少子高齢化や小樽薬科大学の移転等により、近年は児童の減少が続いてきたが、自然に恵まれた環境や小樽・札幌への通勤等から移転してくる家庭も増えている。

児童数 (R7. 1. 20)		教職員数
全校児童	うち、特別支援学級児童	
83人 内訳：第1学年：15人 第2学年：11人 第3学年：17人 第4学年：13人 第5学年：14人 第6学年：13人	2人 内訳：知的学級 2人	20人

2 本校で想定される危機事象

本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病の発生	熱中症、頭部外傷・転落事故等、心肺停止
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	食物アレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	食中毒・感染性胃腸炎、学校給食での異物混入
交通安全	交通安全	交通事故
災害安全	災害安全	強風（台風）、竜巻、落雷、豪雪 地震、津波、野生動物（熊・鹿等）の出没、大規模事故災害
	火災	校内施設からの出火
その他	児童対応	児童の問題行動、いじめ、不登校・登校しぶり、児童虐待
	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	感染症の集団発生、新型コロナウイルス感染症
	その他	インターネット上の犯罪被害 学校生活におけるバス等の利用

◆ 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

1 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

★ 安全点検（教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象、担当、防災計画のとおりとする。

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、小樽市教育委員会の策定した点検方針及び点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施する。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版）」

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu2.pdf>

★ 合同点検（保護者、地域、警察等と実施）

毎年「通学路の安全マップ」をもとに、保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

- ◇ 歩道や路側帯の整備状態
- ◇ 車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ◇ 右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点
- ◇ 沿道施設の出入口の見通し
- ◇ 渋滞車両・駐車車両の存在（日常的な状況）
- ◇ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

★ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童、保護者、地域等より）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「**事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式**」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、校内配置図・校外マップを用いて整理・集積し、校内の生活指導委員会に蓄積する。

- ◇ 事故に遭った（見聞きした）
- ◇ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- ◇ 潜在的なリスクに気付いた

なお、報告者は教職員だけでなく、児童、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

2 危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で校内安全委員会にて分析・対策・管理をする。

(1) 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。

- ・ 児童の振る舞い、行動を分析する（横断時の左右未確認、一時不停止等）。
- ・ 大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。

(2) (1) の想定結果が重大なものから優先的に対応する。

- ・ **【物理的対策】**

例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼等

- ・ **【人的対策】**

例：スクールガード等の見守り活動、警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーン等

- ・ **【児童等への指導・連携】**

例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、PTA・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等

(3) 教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、小樽市教育委員会を通じて専門家への調査を依頼する（専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす）。

3 点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善に努める。また、外部評価として、定期的に小樽市教育委員会による点検内容の評価及び改善支援を受ける。

- ◇ 安全点検で確認する箇所や観点は明確か
- ◇ 安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）
- ◇ 右安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か（緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等）
- ◇ これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか（危険箇所が放置されていないか）

◆事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

報告者	・教職員 ・児童 ・保護者 ・地域住民 ・関係機関（ ）
	報告者名：
	（代理報告者名： ）
発生日	年 月 日（ ）
発生時刻	午前 ／ 午後 時 分頃
発生場所	
事象・ 気づきの 内容 〔主観を含めず 具体的に記載〕	どうしていたら、どうなった（どうなりそうだった）
事象・気 付きに対 して とった 措置 〔実施済みであ れば具体的に 記載〕	（担当者： ）

※ヒヤリ・ハット報告を受ける管理職は、報告するような事態が生じたことを叱責したり問題視したりするのではなく、「今後大きな事故に繋がる可能性のある危険の芽を見つけることができた」と考えて、報告を奨励すること。

◆ 実際の対応について

【生活安全】

1 傷病の発生

(1) 熱中症

事故発生	○状況の把握（症状の現状、発生場所） ○職員室への連絡（複数人での対応）
	
応急処置	○涼しい場所もしくは保健室への移動 ○応急処置の実施 ・衣服を緩めるもしくは着替えさせる ・首、わき、足の付け根に氷水等冷たいものを当てる ・嘔吐・吐き気がなければ水分（もしくは経口補水液）をとらせる
	
状況報告	○管理職への状況報告（いつ、だれが、どんな状態） ○救急要請〈教頭〉（要請判断は校長）
	
保護者へ連絡	○児童の状況（いつ、どんな状態） ○搬送（受診）先の希望
	
医療機関搬送	○緊急の場合は救急車 ・発症時の状況がわかる教員又は養護教諭が同乗 ○緊急でない場合は公用車〈管理職〉又は保護者の車
	
詳細調査	○症状発生の経緯確認 ○医療機関での児童の状況・診断把握
	
事後措置	○市教委への連絡〈教頭〉 ○日本スポーツ振興センターへの報告〈養護教諭〉
	
保護者対応	○児童への見舞いと保護者への詳細な状況説明〈担任、校長〉
	
再発防止	○原因と防止策及び今後の対応への共通理解〈全職員〉

<熱中症の予防措置>

ア 暑さ指数を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT)	乾球温度	注意すべき生活活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
31 以上	35℃ 以上	すべての生活活動で起こる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
28～31	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩を取る。
21～25	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21 以下	24℃ 以下			ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さ指数（WBGT）の数値については、「熱中症予防情報サイト」（環境省）を活用し、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

イ 熱中症防止の留意点

環境の留意点	○<u>直射日光、風の有無</u>：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ○<u>急激な暑さ</u>：急に暑くなったときに注意する。
主体別の留意点	○<u>体力、体格の個人差</u>：肥満傾向の人、体力の低い人に注意する。 ○<u>健康状態、体調、疲労の状態</u>：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ○<u>暑さへの慣れ</u>：久しぶりに暑い環境で体を動かす際に注意する ○<u>衣服の状況など</u>：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は防止で防ぐ。
運動中の留意点	○<u>運動の強度、内容、継続時間</u>：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。

	また、プールは、発汗に気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが熱中症の原因になることに注意する。 ○<u>水分補給</u>：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ○<u>休憩の取り方</u>：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。
--	---

ウ 児童及び家庭に対する熱中症に関する指導・対応

- ・ 担任等は、暑い日には帽子を着用する、薄着になることを指導すること。また、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩をとるなど、熱中症防止のための対応をとること。
- ・ 担任等は、めまい、吐き気、頭痛など、体調に異変を感じた児童がいる場合は、躊躇なく申し出ることを指導すること。また、熱中症と思われる児童がいた場合、養護教諭及び管理職へ報告するとともに、家庭への連絡を行うこと。
- ・ 校長は、状況に応じて、日課変更や集団下校等の対応を行うこと。その際、登下校の送り迎え等、家庭・地域との連携を図ること。

(2) 頭頸部損傷、転落事故等

事故発生	○状況の把握（直接的な原因、負傷の部位や程度） ○意識の確認
	
応急処置	○止血 ○受傷部の保護、固定 ○必要があれば心肺蘇生
	
状況報告	○児童の状況（いつ、誰が、どのように、どんな状態） ○救急要請〈教頭〉（要請判断は校長） ○小樽市教育委員会（保健安全G）への速報（死亡の可能性 がある場合）
	
保護者へ連絡	○児童の状況（いつ、どのように、どんな状態） ○搬送（受診）先の希望
	
医療機関搬送	○緊急の場合は救急車 ・発症時の状況がわかる教員もしくは養護教諭が同乗 ○緊急出ない場合は公用車〈管理職〉または保護者の車
	
詳細調査	○事故発生の経緯、関係者からの聞き取り ○医療機関での児童の状況・診断把握
	
事後措置	○小樽市教育委員会（保健安全G）への連絡〈教頭〉 ○事故報告書の作成（全治3週間以上のケガ）〈教頭〉 ○日本スポーツ振興センターへの報告〈養護教諭〉 ○善後策の検討（職員会議）
	
保護者対応	○児童への見舞いと保護者への詳細な状況説明〈担任、校長〉 ○謝罪が必要な場合は、当事者と校長で家庭訪問 ○関係（加害）児童保護者への概要連絡〈担任〉
	
再発防止	○原因と防止策及び今後の対応への共通理解 ○児童への再発防止に向けた指導

(3) 心肺停止

事故発生	○状況の把握（周囲の状況、児童の反応等） ○職員室等へ応援要請 ○AEDの要請
	
心肺蘇生開始	○胸骨圧迫 ○気道確保 ○（可能なら）人工呼吸
	
AED装着	○救急要請 ○AEDでの対応 * 救急隊が到着するまで、胸骨圧迫と人工呼吸を交代で続ける
	
保護者へ連絡	○児童の状況（いつ、どのように、どんな状態） ○搬送（受診）先の希望
	
医療機関搬送	○救急隊への対応 ・発症時の状況がわかる教員もしくは養護教諭が同乗 ○搬送先がわかり次第保護者へ連絡
	
詳細調査	○事故発生の経緯、関係者からの聞き取り ○医療機関での児童の状況・診断把握
	
事後措置	○小樽市教育委員会（保健安全G）への連絡〈教頭〉 ○事故報告書の作成〈教頭〉 ○日本スポーツ振興センターへの報告〈養護教諭〉 ○善後策の検討（職員会議）
	
保護者対応	○児童への見舞いと保護者への詳細な状況説明〈担任、校長〉 ○謝罪が必要な場合は、当事者と校長で家庭訪問
	
再発防止	○原因と防止策及び今後の対応への共通理解 ○児童への指導

2 犯罪被害

(1) 不審者侵入

不審者侵入	○職員室へ通報 ○教頭＋１名の２名で現場へ急行
	
初期対応	○現場に居合わせた教職員が初期対応。教頭らが到着後交替 ・「どのようなご用件ですか？」 ・「お話は、校長室で伺いますので、校長室へどうぞ」 ※校長室へ移動した場合、以後校長が対応。他は職員室から様子を伺う。
	
緊急対応 1	○誘導に全く応じない場合、その場所から移動させず、職員室に応援を求めるとともに、直ちに１１０番通報 ※応援の際、刺股などは不審者を不要に刺激するため不審者に見せないようにする。 ○校内放送(授業中) ・「今日は避難訓練があります。放送をしっかりと聞いてください。」 ○校内放送(休憩時) ・「担任の先生からお話があります。児童は今すぐ教室に戻りなさい。」
	
緊急対応 2	○不審者が暴れる場合、状況に応じて不審者に対抗 ○緊急放送と避難 ・放送チャイム２回 ・「先生方に連絡します。これからテスト放送をしますので教室内に待機してよく聞いてください。 １階から３階へテスト、テスト、テスト １階から３階へテスト、テスト、テスト」 ・放送チャイム１回 ※基本的には音楽室へ避難。全員避難を確認後、中から施錠 ○児童の安全確認
	
事後措置	○児童への説明、指導及び心のケア ○小樽市教育委員会（保健安全Ｇ）への事故報告＜教頭＞ ○マスコミへの対応(窓口の一本化)＜教頭＞ ○保護者説明会の開催(必要に応じて) ○警察の捜査への協力
	
再発防止	○防犯体制の見直し

(2) 通学路上の声かけ・盗取

事件発生	○被害児童の居場所への急行し、状況の把握 ○管理職へ報告
	
緊急対応	○110番通報し、状況の説明、パトロール、調査等を依頼する。 ○被害児童への聴取、情報収集 ○小樽市教育委員会(保健安全G)へ第一報
	
具体的対応	○被害児童の保護者への連絡 ○全ての保護者に対して、totoruにて情報提供、安全の注意喚起等を行う。 ○警察の捜査への協力 ○状況に応じた児童への対応 ・教職員は通学路を巡回・指導 ・登校前の児童…自宅待機 ・登下校中の児童…自宅か学校のうち近い方へ避難 ・在校中の児童…学校待機→保護者引渡し ○放課後児童クラブへ情報提供 ○近隣校(銭函小、張碓小、銭函中)へ情報提供 ○銭函中学校区CS委員及び「子ども見守り隊」登録者へ情報提供、見守り活動強化、青パト等の協力要請 ○事件解決までは、状況により、保護者の送迎、教職員による巡回、集団・方面別下校の検討
	
事後措置	○児童への説明、指導及び心のケア ※状況によってはカウンセラーの派遣要請 ○小樽市教育委員会(保健安全G)への事後報告<教頭> ○マスコミへの対応(窓口の一本化)<教頭> ○保護者説明会の開催(必要に応じて)
	
再犯防止	○防犯体制の見直し ○校内体制による巡回(即日、翌日等当面の間) ○児童への防犯指導 ・「いかのおすし」 - 子ども110番の家・子ども見守り隊の周知・確認

(3) 学校への犯罪予告

事件発生	○電話、メール等での犯罪予告
	
初期対応	○電話の場合は、周辺の教職員に合図し、スピーカー機能を入れる。 ○電話対応者、周辺教職員が、それぞれメモを取る。 ○落ち着いて、以下の事項をできるだけ詳しく聴き取る。 ・相手の特徴（性別、年齢、声の特徴、周囲の環境音など） ・爆発物等が仕掛けられた場合（いつ爆発するか、どこにあるか、形状、大きさ、仕掛けた理由、要求など）
	
緊急対応	○110番通報し、状況の説明 ○小樽市教育委員会へ第一報 ○全ての保護者に対して、安心安全メールにて情報提供、安全喚起等を行う。 ○状況に応じた児童への対応 ・教職員は通学路を巡回・指導 ・登校前の児童…自宅待機 ・登下校中の児童…自宅か学校のうち近い方へ避難 ・在校中の児童…学校待機→保護者引渡し ○事件解決までは、登校は、保護者の送り、教職員による巡回を行う。下校は、集団下校を行う。
	
事後措置	○児童への説明、指導及び心のケア ○小樽市教育委員会（保健安全G）への事故報告＜教頭＞ ○マスコミへの対応（窓口の一本化）＜教頭＞ ○保護者説明会の開催（必要に応じて） ○警察の捜査への協力
	
再犯防止	○防犯体制の見直し

(4) 校内不審物

爆破予告等 連絡	○市教委等より情報確認 ○校舎周辺の見回り
不審物発見	○場所、形状等の確認
↓	
初期対応	○周辺立ち入り禁止措置 ○付近へは近づかないよう、児童へ連絡
↓	
緊急対応	○110番通報し、状況の説明 ○小樽市教育委員会へ第一報 ○全ての保護者に対して、安心安全メールにて情報提供、安全喚起等を行う。 ○状況に応じた児童への対応 ・教職員は通学路を巡回・指導 ・登校前の児童…自宅待機 ・登下校中の児童…自宅か学校のうち近い方へ避難 ・在校中の児童…学校待機→保護者引渡し ○事件解決までは、登校は、保護者の送り、教職員による巡回を行う。下校は、集団下校を行う。
↓	
事後措置	○小樽市教育委員会（保健安全G）への事故報告＜教頭＞ ○マスコミへの対応（窓口の一本化）＜教頭＞ ○保護者説明会の開催（必要に応じて） ○警察の捜査への協力
↓	
再発防止	○防犯体制の見直し ○日常の点検（特に、人通りが少ないところ）

3 食物等アレルギー

食物アレルギー・アナフィラキシー

事故発生	○当該児童の状況確認〈担任等〉 ・養護教諭に連絡、管理職に報告 ・手の空いている教職員に応援要請
	
緊急対応	○児童への応急措置〈養護教諭、担任〉 ・児童を保健室等に搬送 * <u>全身状態が悪い場合は搬送せず、その場で対応</u> ・対応薬を持参しており、服用可能な状態であれば服用させる ・エピペンを携行している場合にはできるだけ早期に注射 ・足を顔より高く上げた体位で寝かせ、顔を横向きにする ・意識、呼吸、心拍、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生
	
保護者へ連絡	○保護者への連絡〈担任、教頭〉 ・症状、学校で行った対応、今後の対応を確認 ・救急搬送や公用車で病院へ送る場合は搬送先を確認 ○救急要請〈教頭〉（要請判断は校長） ○医療機関へ搬送 ・公用車〈管理職〉又は保護者の車で搬送 ・担任または養護教諭が同乗
	
保護者対応	○病院等で保護者に自己の詳細を説明 〈担任、養護教諭、管理職〉
	
連絡・報告	○小樽市教育委員会（保健安全G）へ事故の概要報告、対応相談〈教頭〉
	
再発防止	○事故に至った経緯の整理〈教頭〉 ○原因と学校の対応の分析

＜食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止＞

（１）アレルギー対応委員会及び学校全体の組織的な取組

	校長	アレルギー対応委員会の設置、個別面談の実施、対応の決定
アレルギー対応委員会	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ＊校長不在時には代行
	養護教諭 (給食担当)	実態把握、取組プランの立案、校内連絡、個別面談、全職員への周知・連携、主治医や学校医と連携、事故防止 栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止
	栄養教諭	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	全職員	アレルギー保持児童の把握、学級担任不在時のサポート

（２）食物アレルギー対応実践までの流れ

実施項目	内容	実施時期
1 食物アレルギーがあり、給食対応が必要な児童の把握	就学時の入学説明会時に、「アレルギー対応希望調査票」を配布し、給食時に配慮・管理が必要な場合は申し出るように促す。 ＊在校生については、食物アレルギーが発覚した時点で、学級担任等を通じて申し出る。	2月上旬～下旬
2 対象となる児童の保護者への管理指導表等の配付	調査票等により申し出があった保護者に対し、学校から管理指導表頭必要書類を配付し、学校へ提出してもらう。	
↓	①主治医による管理指導表の記載 ②保護者による必要書類の記載 ③保護者が学校に必要書類を提出	3月中
3 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭が管理指導表に基づき、「面談票兼取組プラン」を作成する。 ・個々の児童に応じた緊急体制の確認（保護者・医療機関との連携） ○取組プランについて保護者と面談を行い、対応を決定する。	3月～4月上旬
4 教職員の共通理解	教職員全体で個々の児童の対応について把握する。	4月～5月上旬
↓	「取組プラン」に基づく取組の実施	
5 次年度に活用する管理指導表の配付	配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配付する。	2～3月

(3) 給食における対応（小樽市における原則）

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 小樽市教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

(4) 学級における安全な給食運営

【レベル1】詳細な献立表対応 (献立明細表)	* 最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。
【レベル2】弁当対応	* 持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 * 特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。
【レベル3】除去食 【レベル4】代替食対応	* 配布された献立内容を確認する。 * 対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。

(5) 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。

特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

- ・ 調理実習
- ・ 卵の殻を使った授業
- ・ 牛乳パックの洗浄

* 給食においては現在リサイクル作業停止（コロナ禍のため）

- ・ 小麦粘土を使った図工授業
- ・ 遠足等のお弁当やおやつとの交換（全学年禁止）

(6) 当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

4 食中毒、異物混入等

(1) 食中毒・感染性胃腸炎

事実の把握	○事故の事実の確認〈校長、教頭、養護教諭〉	
	【給食の場合】 ・食事の内容、食事場所、時間、献立 ・給食センターへの連絡と保存食確認 ・発症児童の症状と発症の時間	【学校での調理実習の場合】 ・試食の内容、試食場所、時間、献立 ・実習場所、実習者、食材、購入先 ・発症児童の症状と発症の時間
	【宿泊先・昼食持参の場合】 ・食事の内容、食事場所、時間、献立 ・発症児童の症状と発症の時間	【感染性胃腸炎の場合】 ・発症児童の症状と発症の時間 ・家庭内の発症者の状況
		
連絡・報告	○市教委（学校教育課）への事故概要報告〈教頭〉 ○学校医・保健所への連絡〈教頭〉	
		
事後措置	○学校医、保健所、教育委員会の指導等に基づく対応 ・出席停止、学級閉鎖、臨時休業 ・消毒、保健所への検体提出依頼 ○マスコミ対応〈教頭〉	
		
保護者対応	○保護者への事情説明と指導協力依頼〈校長〉 ・状況によっては保護者説明会開催	
		
児童対応	○食中毒罹患児童への対応〈担任、校長〉 ・病院（家庭）を訪問しての見舞いと謝罪、症状把握 ○児童への説明〈担任、養護教諭〉 ・児童への事情説明と指導	
		
再発防止	○原因究明と原因の除去〈全職員〉 ○施設設備の点検と改善	

(2) 学校給食での異物混入

事実の把握	○事故の事実の確認〈校長、教頭、養護教諭〉 ○異物の入った給食の保存〈担任〉
	
連絡	○給食センターへ連絡〈教頭、養護教諭〉
	
児童対応	○他学年への連絡〈養護教諭等〉 ・当該給食の献立の喫食を停止し、他学年で同様の異物がないか確認 ○児童への説明〈担任〉 ・児童への事情説明と指導
	
給食センター 対応	○給食センター職員と状況確認
	
保護者対応	○保護者への事情説明 ・文書配布
	
再発防止	○原因究明（アレルギー対応委員会）と原因の除去〈全職員〉 ○施設設備の点検と改善

5 交通安全

交通事故

事故発生	○現場への急行＜担任、生活指導担当＞ ※教頭は原則学校で待機 ○場合によっては応急手当と救急車要請
	
状況把握	○事故の概要把握 ・当該児童のケガの程度及び事故の概況 ・事故発生時刻、場所、被害か加害か ・事故者の氏名、住所、職業、車種など ○管理職への状況報告
	
対応指示	○対応指示＜校長＞※不在の場合教頭 ・搬送先への付き添いと待機 ・他の児童への対応
	
関係者へ連絡	○当該児童の保護者へ連絡（ケガの程度、搬送先） ○小樽市教育委員会（保健安全 G）へ速報 ＜教頭＞ ○教職員への周知（臨時職員会議等）
	
被害児童訪問	○病院（自宅）を訪問しての見舞い＜担任、校長＞ ○児童の心身の状態の把握
	
事後措置	○小樽市教育委員会（保健安全 G）への連絡＜教頭＞ ○事故報告書の作成（全治 1 週間以上のケガの場合） ＜教頭＞ ○マスコミへの対応（窓口の一本化） ＜教頭＞ ○児童への説明及び心のケア、 ○スクールカウンセラーの派遣依頼 ＜教頭＞ ・児童等へのカウンセリングの実施 ○全ての保護者に対して、tetoruにて情報提供、安全の注意喚起等を行う。 ※必要に応じて、保護者説明会の開催を検討 ○放課後児童クラブへ情報提供 ○近隣校（銭函小、張碓小、銭函中）への連絡 ○銭函中学校校区 CS 委員及び「子ども見守り隊」へ情報提供
	
再発防止	○原因と防止策および今後の対応への共通理解 ○児童への再発防止に向けた指導 ○交通安全指導の実施（指導部）

6 災害安全

(1) 強風（台風）、竜巻、落雷、豪雪（大雨）

情報収集	○テレビ・インターネット等を利用しての情報収集 ○札幌管区気象台(9:00～17:00 Tel011-611-0170)への問い合わせ ○関係機関(市教委・警察・消防など)への問い合わせ
	
対応策検討	○校長・教頭・教務・生徒指導担当が対応策協議 ○小樽市教育委員会（保健安全G）への連絡と協議 ＜教頭＞ ※現時点での判断が難しい場合のみ、翌朝に判断 ・午前6時現在の情報をもとに、校長と教頭で決定 ○「臨時休校」「始業時刻繰り下げ」「授業打ち切り」「集団下校」「学校への留め置き」を判断 ○職員への状況と対応策の周知
	
具体的な対応	○児童下校前に判断した場合 ・家庭配付用印刷物作成＜教頭＞ ・児童への印刷物配付と対応の周知＜各担任＞ ・tetoruやHPを利用して、各家庭への周知 ・児童名簿の用意 ・児童の帰宅先および帰宅後に家に入れることの確認 ・保護者への児童引き渡しの確認 ○児童下校後に判断した場合 ・tetoruやHPを利用して、各家庭へ対応の周知 ○当日朝の判断の場合 ・tetoruやHPを利用して、各家庭、教職員への周知
	
報 告	○市教委への「臨時休校」「始業時刻繰り下げ」「授業打ち切り」「集団下校」「学校への留め置き」等の報告、届け出
	
事後の点検	○連絡、協力体制、対応についての点検と不備への対応 ○学校の施設及び設備等の異状の点検 ○児童の安全下校確認 ○今後の対応の協議 ※今後も事態が継続する可能性がある場合 ○職員の安全な退勤への配慮

(2) 大規模事故災害

事故発生	○事故の連絡 ○事故の概要把握
	
対応策検討	○校長・教頭・教務主任・生徒指導担当が対応策協議 ○小樽市教育委員会（保健安全G）への連絡と協議 ○「臨時休業」「始業時刻繰り下げ」「授業打ち切り」「集団下校」「学校への留め置き」を判断 ○職員への状況と対応策の周知
	
具体的な対応	○児童下校前に判断した場合 ・家庭配付用印刷物作成<教頭> ・児童への印刷物配付と対応の周知<各担任> ・tetoruやHPを利用して、各家庭への周知 ・児童名簿の用意 ・児童の帰宅先および帰宅後に家には入れることの確認 ・保護者への児童引き渡しの確認 ○児童下校後に判断した場合 ・tetoruやHPを利用して、各家庭へ対応の周知 ○当日朝の判断の場合 ・tetoruやHPを利用して、各家庭、教職員への周知
	
報告	○市教委への「臨時休校」「始業時刻繰り下げ」「授業打ち切り」「集団下校」「学校への留め置き」等の報告、届け出
	
事後の点検	○連絡、協力体制、対応についての点検と不備への対応 ○学校の施設及び設備等の異状の点検 ○児童の安否確認 ○今後の対応の協議 ※今後も事態が継続する可能性がある場合 ○職員の安全な退勤への配慮

(3) 校内施設からの出火

火災発生	○自動火災報知器が感知し、非常ベルが鳴る ○火災現場の発見
	
緊急対応 1	○緊急放送（火災の場所の確認中、教室待機を指示） ○火災現場の確認 ○初期消火 ○火災現場と状況の報告
	
緊急対応 2	○消火不能のため、緊急放送（出火場所の連絡、避難場所を指示） ○119番通報 ○避難場所本部を明示＜校長＞ ○緊急放送に従い、避難を開始 ○避難場所で、児童数を確認し、本部に報告＜各担任＞
	
事後措置	○児童への説明、指導及び心のケア ○小樽市教育委員会（保健安全G）への火災報告＜教頭＞ ○マスコミへの対応（窓口の一本化）＜教頭＞ ○保護者説明会の開催（必要に応じて） ○消防、警察への捜査への協力
	
事後の点検	○避難方法等の見直し ○学校の施設及び設備等の異状の点検

(4) 地震・津波

地震発生	○緊急地震速報 ○机の下など、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に速やかに移動
	
緊急対応 1	○緊急地震速報があった場合、安全な場所への移動を指示する緊急放送 ○緊急地震速報がなかった場合、揺れがおさまったら、緊急放送（教室待機を指示） ○火災の有無を確認 ○津波の有無の情報を確認
	
緊急対応 2	○緊急放送 ・火災があった場合は出火場所を連絡、避難場所を指示 ・火災がない場合の避難場所は、グラウンド ・津波がある場合、標高 130m にある本校は、被害を受けることは想定しない。 ○避難場所本部を明示＜校長＞ ○緊急放送に従い、避難を開始 ○避難場所で、児童数を確認し、本部に報告＜各担任＞
	
事後措置	○児童への説明、指導及び心のケア ○津波等による帰宅困難児童、教職員の対応 ○小樽市教育委員会（保健安全 G）への被害等報告＜教頭＞ ○マスコミへの対応（窓口の一本化）＜教頭＞ ○保護者説明会の開催（必要に応じて） ○消防、警察への捜査への協力
	
事後の点検	○避難方法等の見直し ○学校の施設及び設備等の異状の点検

(5) 野生動物（熊・鹿等）の出没

出沒情報受理	○小樽市警察署（市教委学校教育支援室保健安全G） ○校地内等で発見した場合は、警察へ通報
	
対応策検討	○校長・教頭・教務主任・生徒指導担当が対応策協議 ○出沒した動物や状況等により、「臨時休業」「始業時刻繰り下げ」「集団下校」「学校への留め置き」等を判断
	
具体的な対応	○校区に熊が出沒した場合 ＜登校前・登校時＞ ・tetoruやHPを利用して、各家庭、地域登録者へ出沒状況の情報、登校時間等の対応を周知 ・警察、町内会へパトロール、CS地域見守り隊等要 ・校舎周辺の見回り（出沒痕跡等） ・登校の時間に合わせて、職員による校区内巡回見守り ・保護者の付き添い又は集団まとまり登校等 ＜授業中＞ ・グラウンド使用の体育→複数の教員等に対応 ・中休み・昼休みの外遊び→複数の看護対応 ・校外学習等（校地内も含む。）→複数の教員等に対応 ※状況によっては、校外の活動を中止する。 ＜下校時＞ ※帰宅後遊び等について学級指導 ・警察、町内会へパトロール、CS地域見守り隊等要請 ・方面別まとまり下校の場合は職員による巡回見守り ・集団下校の場合は職員の引率 ・学校への留め置きの場合は保護者引き渡し ○校区外に熊が出沒した場合、校区内に鹿が出沒した場合 ＜登校前＞ ・tetoruやHPを利用して、各家庭、地域登録者へ出沒状況の情報提供、学校対応の周知 ＜登下校時＞ ※帰宅後遊び等について学級指導 ・町内会防犯パトロール、CS地域見守り隊への要請 ・まとまり登下校、登下校の時間に合わせて、職員による校区内の巡回見守り
	
報 告	○「授業打ち切り」「集団下校」「学校への留め置き」等の報告、届け出（教頭→教育支援室保健安全G） ○報道対応（窓口：教頭）の報告（教育支援室保健安全G）
	
事後の点検	○児童の安全確認（負傷等） ○連絡、協力体制、対応についての点検と不備への対応 ○今後の対応の協議 ※今後も事態が継続する可能性がある場合

避難所開設・運営協力マニュアル

1 授業中の災害発生時の対応

- ・ 桂岡小学校危機管理マニュアル【災害安全】（P. 24）による対応。
- ・ 市の避難所開設職員と連携して、全教職員で避難所開設に備えた体制を整え、避難者がいる場合は必要な対応を行う。

2 夜間、休日の災害発生時の教職員の参集について

- ・ 週休日、休日、出張中、退勤後から出勤前の時間帯に地震が発生した場合は、小樽市災害対策本部の設置基準である「震度5弱」を学校が指定する職員（以下、参集指定教職員）の学校参集基準とする。
- ・ 桂岡小学校の参集指定教職員は、管理職と事務職員、用務員とする。

（1）震度5弱以上の地震発生時（避難者がある場合は、原則として避難所開設）

- ・ 参集指定教職員は、自宅及び家族の安全を確保した上で桂岡小学校へ参集し、施設設備等の被害状況を確認するとともに、市の避難所開設職員と連携して、避難所開設に備えた体制を整え、避難者がある場合は必要な対応を行う。
- ・ 本格的な避難所開設のための対応が必要な場合は、全職員が参集する。
- ・ 管理職は、市教委の指示があるまで学校待機とする。

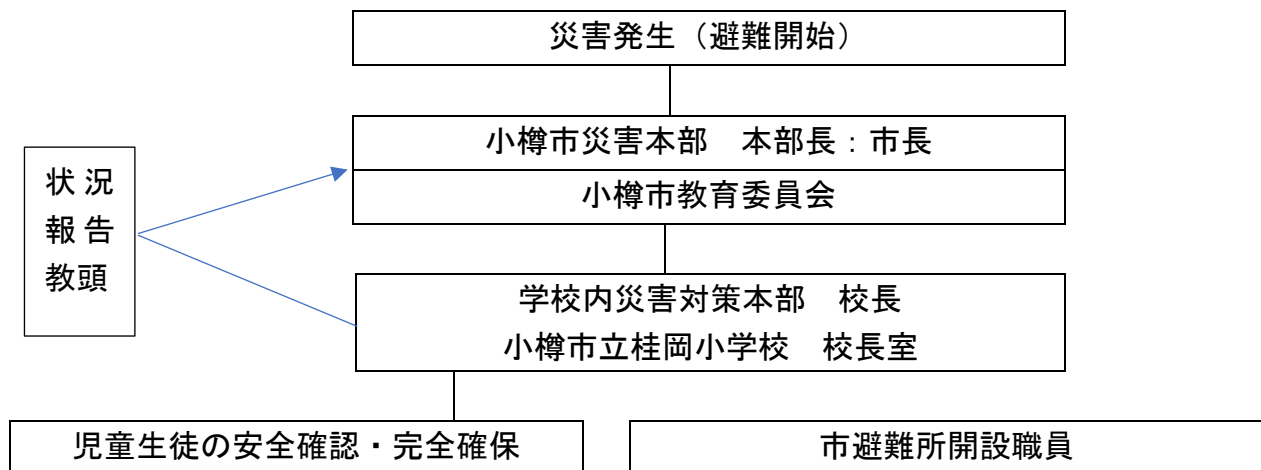
（2）震度4以下の地震発生時

- ・ 参集指定教職員は、桂岡小学校に参集する必要はないが、できる限り情報収集に努める。

（3）地震以外の災害（風水害等）の発生による避難勧告・指示が発令され、本校が避難場所となる場合

- ・ 参集指定教職員は、自宅及び家族、自分の身の安全を確保した上で桂岡小学校へ参集し、市の避難所開設職員と連携して、避難所開設に備えた体制を整え、避難者がある場合は必要な対応を行う。
- ・ 本格的な避難所開設のための対応が必要な場合は、全職員が参集する。
- ・ 管理職は、市教委の指示があるまで学校待機とする。

3 災害発生時の役割分担



《教職員役割分担》

本部 校長、教頭

- ① 校内の被災状況等の把握・対応の決定
- ② 各班の業務についての連絡調整及び指示
- ③ 小樽市災害対策本部・教育委員・避難所開設職員との連絡窓口
- ④ 災害情報の整理、情報の発信
- ⑤ 外部からの問い合わせ対応

避難誘導・保護者連絡班 班長：教務主任（亀山）、副班長：教務事務（柴田）、学級担任

- ① 児童、教職員等の安否確認及び負傷者の確認
- ② 校長の指示により、児童の避難誘導を指揮（本部・消火班との連携）
- ③ 保護者への連絡および児童の引き渡し
- ④ 保護者への引き渡し困難な学級残留児童への対応

消火班 班長：用務員（小林）、副班長：体育専科教諭（山下）

- ① 校内の巡視、被害状況の点検
- ② 出火防止に努め、火災が発生した場合は初期消火活動
- ③ 二次被害等防止のため必要な措置の対応

情報収集班 班長：学習・ICT（宮内）、副班長：学習・ICT（渡邊）

- ① 災害情報の収集（地震規模・余震情報・二次災害情報、近隣の被害状況等の情報収集）

救護班 班長：養護教諭（遠藤）

- ① 負傷者の応急処置
- ② 医療機関との連携

搬出班 班長：事務主任（奈良）

- ① 非常持ち出し物の搬出
- ② 医療機関との連携

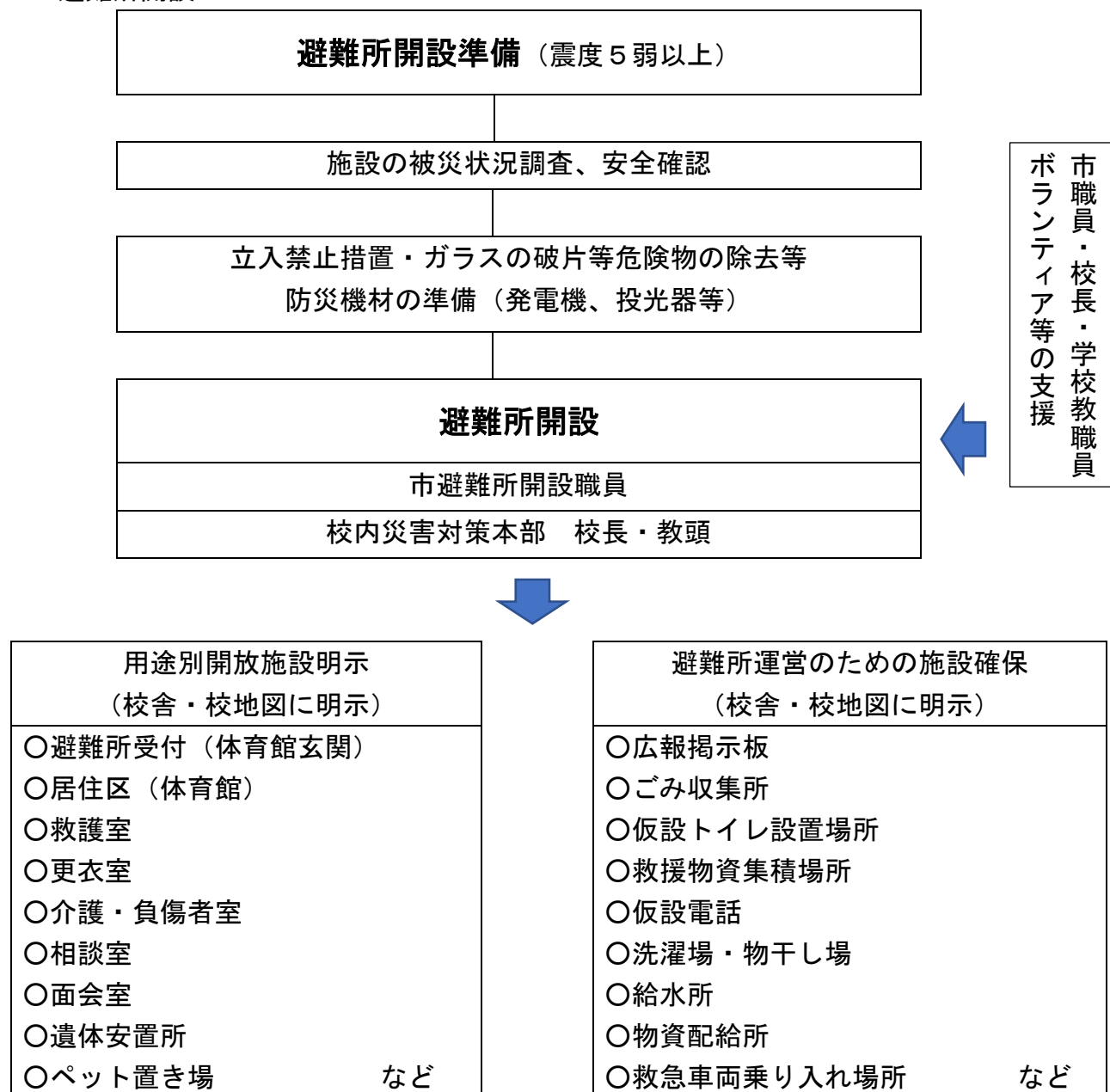
応急復旧班 班長：事務主任（奈良）、副班長：栄養教諭（太田）

- ① 校内応急復旧に必要な機材や児童への食料等の調達・管理
- ② 応急教育への移行に際し、児童の教科書や学用品が滅失した場合の対応

避難所支援班 班長：事務主任（奈良）、副班長：指導部長（山下）

- ① 施設開錠区域・非開放区域の明示、連絡
- ② 避難所運営組織との連絡・調整
- ③ 学校の備蓄品等の管理

4 避難所開設



7 その他

(1) 児童対応

ア 児童の問題行動（窃盗・万引きなど）

状況把握	○店名、盗んだ物品、保護者との連絡状況を確認 ○管理職への速やかな報告
	
初期対応	○担任等が保護者と共に警察(通報した店)に赴き詳細状況を把握 ○店への謝罪をしていない場合、謝罪するように助言 ○保護者と連絡が取れない場合、学校が当該児童を引き取り、連絡が取れるまで学校で保護
	
報告・連絡	○小樽市教育委員会（指導G）への概要報告＜教頭＞ ○今後の対応について協議
	
事後対応	○当該児童への指導＜担任＞ ・万引きは犯罪であることを自覚させる ・必要以上の自責がないよう、心のケアを図る ○保護者への啓発＜担任、教頭＞ ・保護者が子どもに反省を促すよう助言。 ・保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、保護者にも犯罪を犯したという重大性を認識させる。
	
再発防止	○児童の規範意識を高める指導について全教職員で共通理解 ○学校だより等を活用した、保護者への啓発運動＜校長＞

イ いじめ

いじめの感知	○情報の受信を待つだけでなく、兆候をアクティブに感知する。 ○些細な異常でも「様子を見る」と称して放置しない ○いじめ防止委員会の招集と対応指示＜校長＞
	
対 応	○加害者・被害者双方からの事情聴取 ＜担任、教頭、養教等＞ ・職員が手分けして、授業中であっても迅速に行う ・聞き取りは個別に行う ・「いつ」「どこで」「だれと」「なぜ」「どのように」をはっきりさせ、それらを記録する ○聞き取った内容のすり合わせ ○必要に応じて全校・全学年のアンケートを実施し、証言を集める ○双方の保護者への事実説明＜担任＞ ・最初は電話で連絡し、来校してもらい事実を説明 ○加害側による謝罪（事案の内容や程度により柔軟に対応） ・児童だけではなく、双方の保護者と教職員が立ち会う ・謝罪の前に被害側の児童と保護者が、心に受けた悲しみや苦しみを加害側の児童と保護者に伝える ・加害側の保護者と児童が被害側の保護者と児童に謝罪する
	
事後措置	○小樽市教育委員会（指導G）への報告＜教頭＞ ○必要に応じ保護者説明会の開催
	
再発防止	○「いじめ」は成長過程における失敗の1つで、失敗は成長の糧にしなければならないことを加害者に自覚させる ○加害者の意識が「自分はいじめをした悪い人」から「自分は過ちを深く反省し行動を改めたよい人」となるよう働きかける ○加害者の行動が変容しない場合は、これまでの指導を失敗と捉え、次善策を協議

ウ 不登校・登校しぶり

不登校傾向 児童の把握	○休みがち、教室へ行かない児童の傾向把握と内面の理解 ＜担任・養護教諭など＞
	
事実の把握 原因の究明	○休みがちな要因、教室へ行かない、行けない要因の究明 ・本人・保護者からの聞き取り、家庭訪問の実施 ＜担任・教頭・養護教諭など＞ ・周囲などからの聞き取り＜担任＞
	
生活指導委員会	○共通理解と今後の対応策検討 ・状況の報告と共通理解＜担任・養護教諭などから＞ ・対応への基本方針の確認 ・改善すべき環境や状況の確認と方策の検討 ・登校刺激の与え方及び登校時の具体的対応の検討 (オンライン授業、放課後登校等の実施について) ・保護者との話合いのもち方の検討
	
対 応	○保護者への対応＜校長、教頭、担任＞ ・学校の基本方針と対応策の丁寧な説明 ・事態改善まで続ける、定期的かつ継続的な情報交換 ○児童への対応＜担任、養護教諭＞ ・「児童の心情に寄り添う」「あきらめない」 「見捨てない」「根気強く」 ・自分は気にかけているという意識を失わせない ○現認確認（家庭訪問）の実施＜教頭・担任＞ ○欠席状況の把握と報告（連続7日、断続10日目になったら小樽市教育委員会（指導G）へ報告 ○関係機関との連携＜教頭＞ ・必要に応じた連絡と相談 (こども家庭課、児童相談所、登校支援室及び児童民生委員) ※30日以上安否確認ができない場合は、速やかにこども家庭課へ連絡すること ○生徒指導委員会の定期的な開催＜生徒指導担当＞ ・現状の確認と対応策の内容修正
	
報 告	○小樽市教育委員会（指導G）への経過報告＜教頭＞ ○職員全体への現状と経過の報告＜生活指導担当＞

エ 児童虐待

事実の感知	○状況の把握(感知の経緯、児童の状況など) ○管理職への報告 ○生活指導委員会の開催(情報の整理)
	
緊急対応	○児童相談所、子ども家庭課に通告<校長>
	
当該児童への対応	○状況の聞き取り<担任・養護教諭> ・聞き取りを無理強いせず、信頼関係の構築を中心に ※状況によってはスクールカウンセラーの派遣依頼
	
保護者への対応	○把握した事実に基づく家庭での状況把握 <担任・生徒指導・教頭> ・必ず管理職を含めた複数で対応(家庭訪問を原則) ・保護者が支援を求めている場合、市の福祉部と連携を図り、適切な相談機関を紹介
	
関係機関との連携	○児童相談所、こども家庭課への定期的な連絡と相談 <管理職> ○保護者との面談ができない場合は、警察に情報提供し、協力依頼 <管理職> ○児童民生委員への連絡と相談 <管理職>
	
報 告	○小樽市教育委員会(指導G)に把握した概要を報告 <教頭> ・対応策についての指導助言を受ける ・状況の変化に応じて適宜報告
	
マスコミ対応	○窓口を教頭に一本化 ○児童のプライバシーを守るため、学校や児童が特定されることがないように照会があった報道機関に協力依頼
	
事後措置	○児童への説明及び心のケア ・面談実施の検討、スクールカウンセラーの派遣要請、 ・「こころの健康調査」の実施を検討 ○保護者説明方法の検討(必要に応じて)

(2) 弾道ミサイル発射 (Jアラートの緊急情報発信)

Jアラート受信	○発射から10分以内に着弾 ○Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集 ○行政からの指示があれば、それにしたがって落ち着いて行動する。
	
緊急対応	○緊急放送で、弾道ミサイル発射情報、避難の呼びかけ
	
避 難	○登校前 自宅に待機する。 ○登下校中 できる限り頑丈な近くの建物や地下に避難する。建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 ○在校中 ・屋外にいる場合…速やかに学校内へ避難する。 ・屋内にいる場合…できるだけ窓から離れる。
	
ミサイルが 近くに着弾	○情報収集、緊急放送で着弾情報を伝える。 ・屋外にいる場合…口と鼻をハンカチで覆い、着弾現場から遠ざかり、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。 ・屋内にいる場合…換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
	
ミサイルが通過	○安全が確認されたら、教育活動を再開する。
	
事後措置	○児童への説明、指導及び心のケア ○不審物を発見したら、近寄らずに直ちに教職員等に連絡するように周知。 ○関係機関から、被害状況等の情報収集。 ○早期に授業や業務が再開できるよう、復旧および支援等の対応策検討。 ○避難方法等の見直し。

(3) 感染症

ア 感染症の集団発生

集団発生	○状況の把握〈教頭、養護教諭 ・欠席児童の状況：発症日、病型、同居家族の罹患状況等 ・出席児童の状況：風邪症状の確認
	
対応検討	○学校保健委員会の実施 ・学校医から意見聴取 ・学級閉鎖、臨時休業等の対応決定〈校長〉 ※閉鎖期間、下校時刻、行事・時間割・給食等の対応確認
	
周知・指導	○職員への周知（板書・C4 t h）〈教頭〉 ○児童・保護者への周知・指導 ・児童への状況説明、感染予防等の指導〈担任、養護教諭〉 ・保護者への周知、指導協力要請〈教頭、担任〉 ※totoru や HP：該当学級、当該学年以外の文書、未開封家庭等の確認、連絡
	
報告・連絡	○小樽市教育委員会（保健安全 G）への報告〈教頭〉 ○学校給食センター及び配膳員への連絡〈給食係：養護教諭〉 ○児童クラブへの連絡〈教頭〉 ○外部講師、校外活動、兼務校等の関係者へ連絡〈教頭〉
	
事後措置	○必要に応じて消毒〈全職員〉 ○閉鎖期間の感染状況の確認（電話）、管理職へ報告〈担任〉 ○登校日の決定〈校長〉 ○閉鎖期間明けの時間割等の連絡（メール）〈担任〉 ○登校日朝：児童の健康状態の把握・報告〈担任〉

* 学校において予防すべき感染症

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
その他 * 第三種の感染症として扱う場合あり	感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹、伝染性軟属腫、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症

(4) その他

ア インターネット上の犯罪被害

最新事例の把握	○インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。 ★警察庁「なくそう、子供の性被害。」 http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/ ★公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」 https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/23/ ★文部科学省「情報モラル教育の充実」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm ★文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」 https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm ★警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」 https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf ★文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
	
保護者との連携	○家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。
	
問題の発生	○問題の発生原因には、以下のものが予想される。 ・意図的に発生 ・インターネットに不慣れなために発生 ・インターネットの危険性に係わる知識がないために発生 ○事実確認 （いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）
	
対応	○問題の程度（「児童を指導すれば良いもの」「保護者に伝えるもの」「専門機関や警察に届け出るもの」）を把握し、指導、協力、通報、届け出を行う。
	
事後措置	○小樽市教育委員会（指導G）への報告＜教頭＞ ○保護者説明会の開催（必要に応じて）
	
再発防止	○児童への再発防止に向けた指導

イ 学校生活におけるバス等の利用

乗車前	○連絡がなく児童が欠席している場合の保護者への確認及び出欠状況に関する職員間における情報共有を行う。 ○乗車前に担任等による児童数の確認を徹底する。 ○引率する教諭は2名以上とし、確認は必ずダブルチェックの体制をとる。
	
緊急対応 1	○運行中に事故が発生した場合 ・引率教諭は、すぐに学校（教頭）に報告し、校長からの指示を受ける。 ・引率教諭は、児童に怪我がないか確認し、緊急の場合は救急車を要請し、状況がわかる教員もしくは養護教諭が同乗する。
緊急対応 2	○運行中に児童生徒の体調に異変が起きた場合 ・引率教諭は、すぐに学校（教頭）に報告し、校長からの指示を受ける。 ・ケース1・・・教頭は、保護者に連絡して指定の場所に迎えに来てもらう。 ・ケース2・・・救急車を要請する。→この場合、発症状況がわかる教員もしくは養護教諭が同乗する。 ・ケース3・・・タクシー等を要請する場合、教頭は現地に行く。
	
降車後	○担任等は、バスを離れる前に、車内に児童が残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て確認する。 ○降車後に担任等による児童数の確認を徹底する。 ○チェックシートの内容を管理職に報告する。

バス利用チェックシート

月 日 () 年 担任 _____
☐ 担任等は、欠席児童の確認を行った。 ☐ 担任等は、バスに乗車する児童数を数えた。 ☐ 担任等は、バスから降車した児童数を数えた。 ☐ 担任等は、車内に児童が残っていないか、椅子の下まで見落としがないか確認した。 ☐ 担任等は、上記の内容を管理職に報告した。
※引率する教諭は2名以上とし、確認は必ずダブルチェックの体制をとる。

救急通報のしかた

119をダイヤル

	消防署受付員	通 報 者	
①種別	消防です 火事ですか？救急 ですか？	「救急です」	
②場所	場所はどこで すか？	「小樽市桂岡町23番1号の桂岡小学校 です」	
③状態	どうしましたか？	1) いつ 2) だれが 3) どのようになったか	例) 3分ほど前に 本校の男子児童2名が 正面からぶつかり、1名は鼻 と口から大量の出血があり 意識がはっきりしていない、 1名は右手が全く動かさな いほどの痛みがあります。
④応急手 当の指示		「救急車が到着するまで、こちらでして おくことはありますか」	
⑤通報者 を伝達		「通報者は、桂岡小学校の〇〇です」 「電話番号は、0134-62-2176で す」	
⑥サイレ ンへの配慮		「学校の入り口近くでサイレンを止めて いただけないでしょうか」	